

右腕・復興支援員の事例

浪江町役場ふるさと再生課 津波被災地対策係
復興支援専門員 菅野孝明

<内 容>

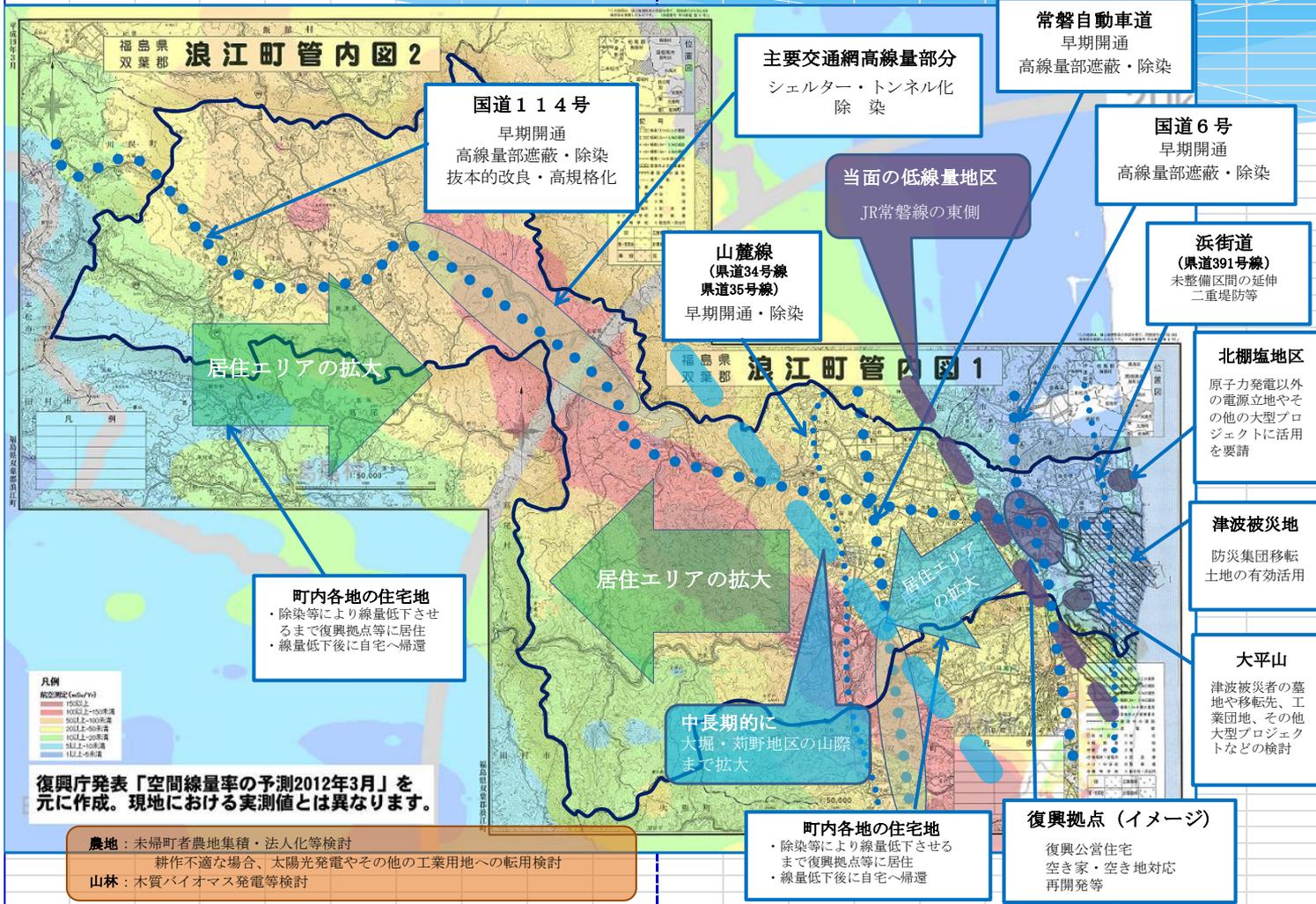
1. 浪江町復興計画【第一次】
2. 復興支援員制度について
3. 浪江町での推進体制
4. 活動状況
5. 支援の視点と原点

1. 浪江町復興計画【第一次】 (まちづくり計画)

3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備

※この図はあくまでもイメージです。

施策編「具体的な取組と方向性」
P128～132

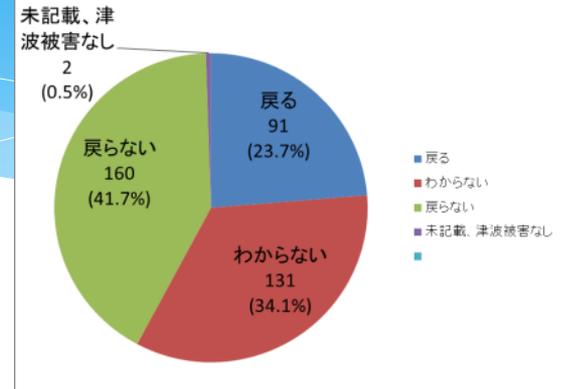
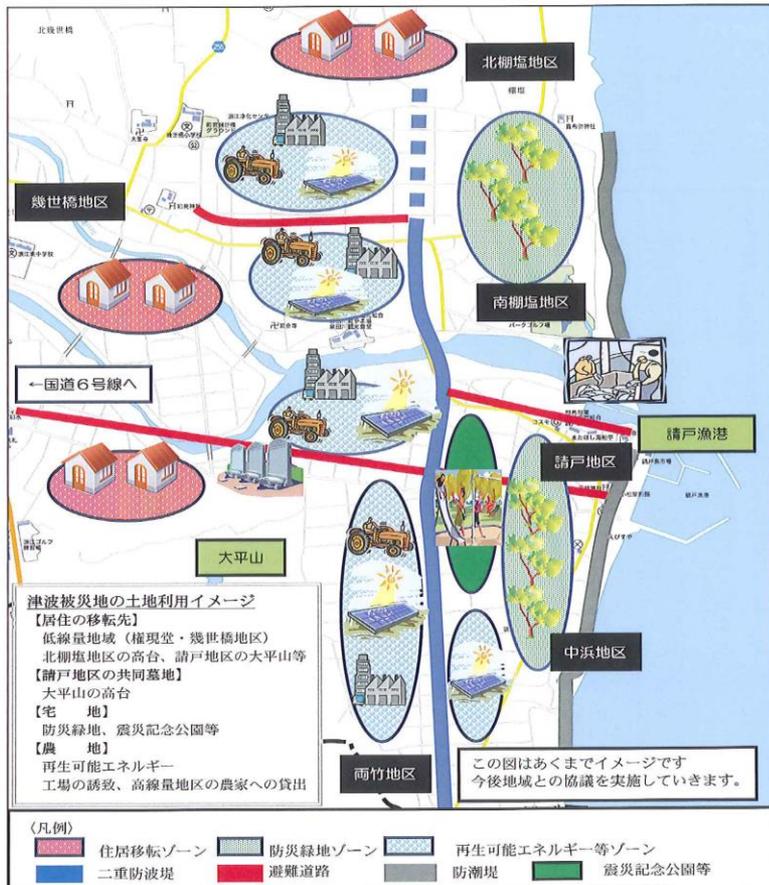


1. 浪江町復興計画【第一次】 (津波被災地計画)

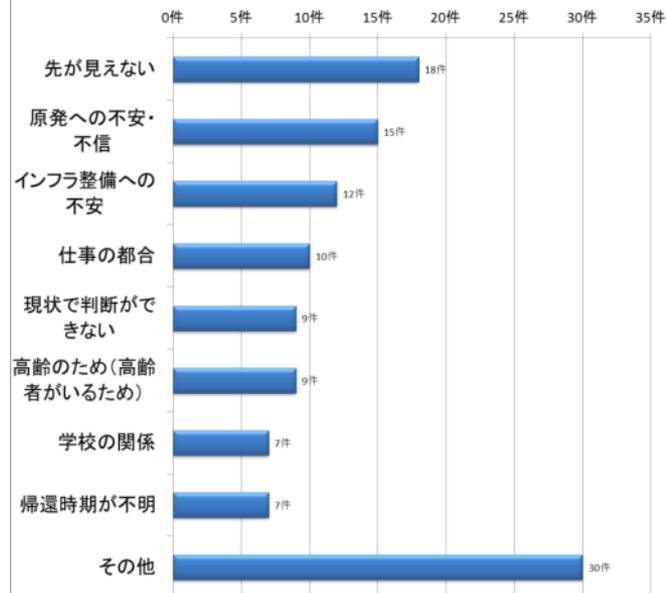
帰町意思(回答384)

施策編「具体的な取組みと方向性」
P137

8) 津波被災地の土地利用のイメージ



■ 帰町について「わからない」と答えた理由

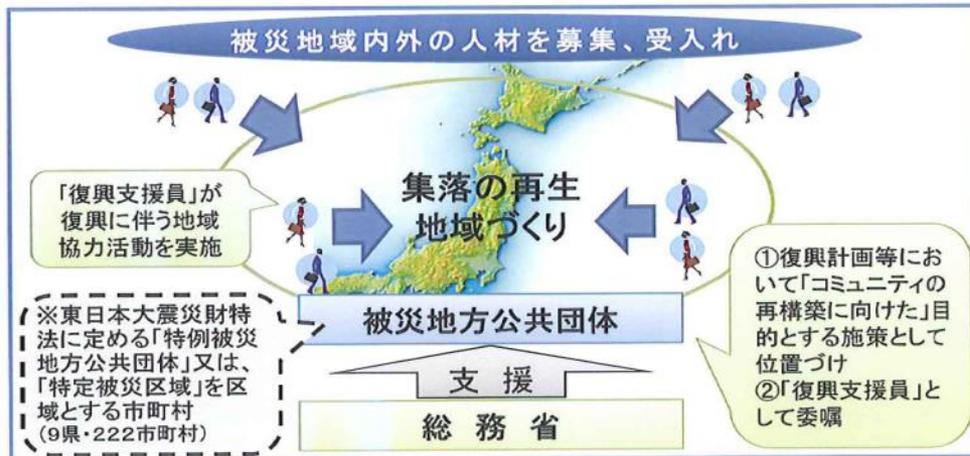


2. 復興支援員制度について

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体:被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)
- 設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間:概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(2011年度～)
⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の实情に応じて地方公共団体が定める額)※+活動費(必要額)を措置
※参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート



(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
 - ・複数の仮設住宅等に分散して居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・イベント等の企画・運営支援
 - ・ネットワークづくりの支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、
地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定
※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の实情に応じ定める

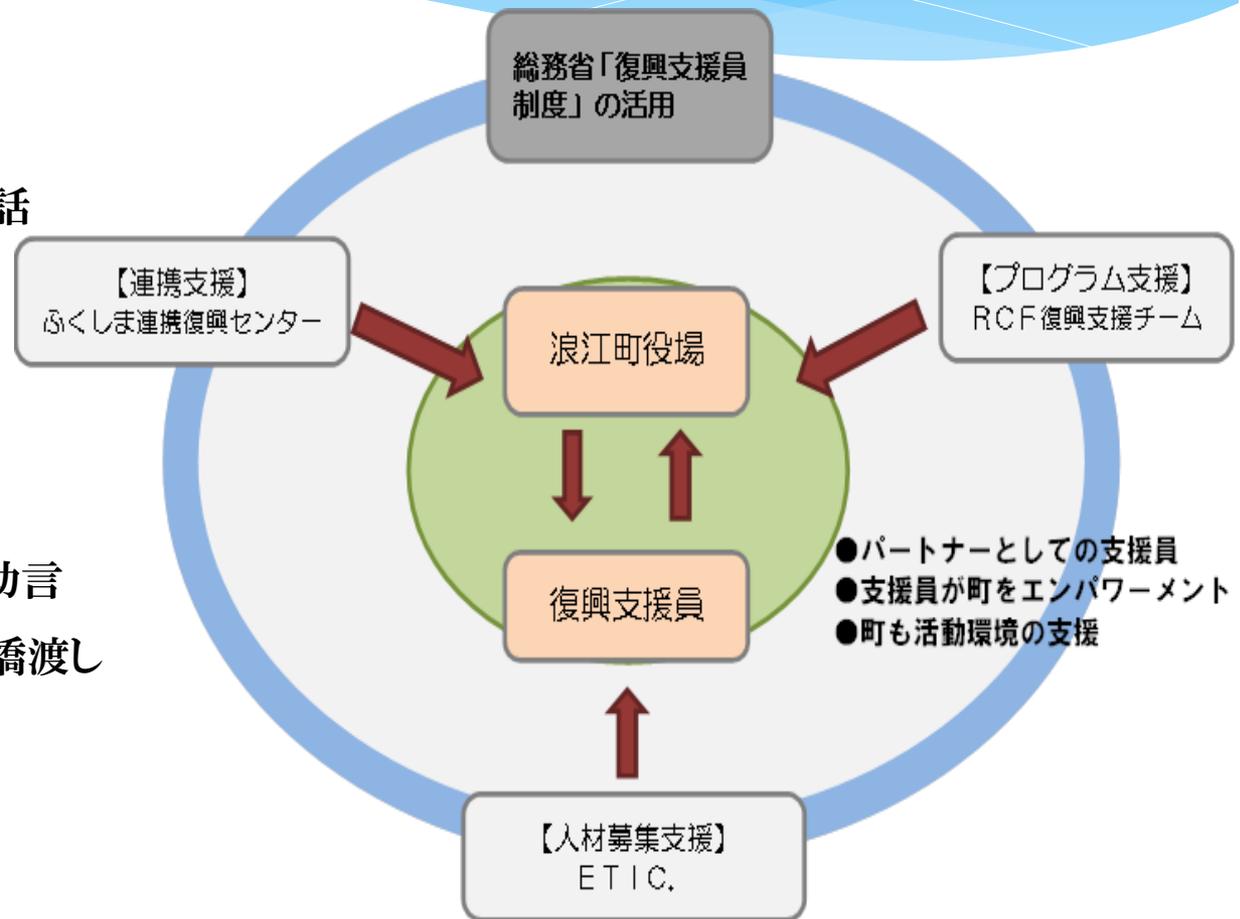
3. 浪江町での推進体制 (復興まちづくり分野)

＜役場内部の課題＞

- ・ハード面の専門人材
- ・ハードを理解の上での住民対話
- ・役場スタッフの内部支援

＜復興支援員の役割＞

- ・専門的知見を活かした提案・助言
- ・役場内職員間・外部機関との橋渡し
- ・住民との対話支援



4. 活動状況

(津波被災地復興に関する支援を中心として)

①状況を把握する(求められている支援を現場でつかむ)

計画の具体的な進め方に対する不安

②情報を集める

住民説明会参加・現地調査・各種事業要綱・他市町村事例など

③可視化する(ともに考える材料)

事業スケジュール・アンケート・集団移転候補地の抽出と比較・合意形成手法と流れなど

④対話する

場づくり・タイミング・言葉を選ぶ

⑤助言する・提案する

発注業務内容の技術面に関すること・住民合意形成過程での工夫・
関連機関との調整の進め方など

5. 支援の視点と原点 (自分自身)

＜支援の上で大切にしていること＞

- ・ 現状を受け止める
- ・ 対話する
- ・ 自立支援
- ・ 俯瞰する
- ・ 人が動く材料をそろえる（作り過ぎない）
- ・ タイミングを見逃さない
- ・ 手間をかける
- ・ 赦しの心

＜原点＞・・・何がしたいのか⇒自分への問い

- ・ 現場での直接支援へのこだわり
- ・ 決意
- ・ トータルコーディネーター
- ・ ファシリテーター
- ・ 当事者意識